

議案第 4 1 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」に改め、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「得た額」を「得た額。以下この条において同じ。」に、「得た額を」を「得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第13条の2第1項中「附則第13条」を「前条」に改め、同項ただし書中「2分の1」を「3分の1」に、「場合の」を「場合における」に

改め、同条第2項中「平成3年度」を「平成5年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について岩倉市税条例の一部を改正する条例(令和3年岩倉市条例第 号)による改正前の岩倉市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩倉市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。